平成31年度予算に向けた提言に対する回答

1 「学校教育」について

≪提言内容≫

施策名	03	学校教育
施策展開	02	体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。

【不登校等に対する取組】

・成果と課題

不登校への対策として、はつらつ学級やサテライト学習支援などにより、一定の支援を行っているが、本市の不登校児童生徒数の出現率は小・中学校ともに全国平均や 兵庫県平均を上回っており、不登校児童生徒の割合は増加傾向にあることから、学校 復帰の支援のほか、SNSを活用した相談機能等による不登校の未然防止及びフリー スクールや地域等との連携による居場所づくりのための対策を講じる必要がある。

・今後の取組方針

不登校の問題において、義務教育段階の学校が果たす役割は特に大きいが、不登校の要因が多様化・複雑化していることの背景には、教育や学校に対する保護者・児童 生徒の意識の変化のみならず、社会や経済の変化に伴い、児童生徒を取り巻く家庭や 地域社会の在り方が大きく変容していることもある。

不登校を教育の観点で捉えて対応するだけでなく、学校における取組を強化するとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援、家庭の協力を得るための方策等を充実し、上記のような対策を講じていくべきである。

≪提言に対する取組状況≫

【平成31年度予算編成への反映状況及び今後の取組方針】

学校における取組として、不登校を未然防止するため、アンケートによる客観的なデータから児童生徒の心の状態や環境への適応度などをはかることを目的とする、学校環境適応感尺度「アセス」を中学校全 17 校及びモデル小学校 13 校の計 30 校で実施する。

また、不登校児童生徒及び不登校傾向の児童生徒に対する支援として、これまで「はつらつ学級」の愛称で親しまれてきた「適応指導教室」を「教育支援室」へと名称を改める中で、自学自習ができるようICT環境を整備することに加え、民間事業者のノウハウを活かした「特色ある「教育支援室」」を新たに市域西部に開設する。

さらに、サテライト学習支援の午後への拡充を行うとともに、不登校児童生徒の家 庭へ派遣するハートフルフレンド派遣事業の学生ボランティア増員などを行う。

これらに加え、関係機関との連携協力等による支援として、子どもの育ち支援センターにおいて、切れ目のない子育て支援のため、福祉、保健、教育等が連携して総合的かつ継続的に支援を実施するとともに、不登校支援団体ネットワーク会議や不登校の子をもつ親のつどいの実施、兵庫県教育委員会が実施するひょうごっ子 SNS 悩み相談事業の活用など、様々な関係機関と連携し、不登校対策に取り組んでいく。

2 「子ども・子育て支援」について

≪提言内容≫

施策名	04	子ども・子育て支援
施策展開	01	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。

【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】

・成果と課題

子ども等に係る医療費については、その一部を助成しているが、各自治体では、子育て施策の充実を図る観点から、自己負担の軽減だけでなく、所得制限を撤廃する動きが広がっており、近隣他都市との比較において、助成内容に差が生じている。

・今後の取組方針

医療費助成については、本来、全国のどの自治体においても同じ水準で受けられる ことが望ましく、医療費助成に係る自治体の負担も依然として大きい。

しかしながら、本市においては、ファミリー世帯の定住・転入促進を最重要課題に 位置付ける中で、子育て施策の充実は喫緊の課題となっており、子育て世代の子ども の医療費助成に対する期待は高いものと考えられる。

ファミリー世帯の定住・転入促進に向け、本市の財政状況との整合性を図りつつ、 持続可能な子どもの医療費助成制度として効果的に拡充すべきである。

≪提言に対する取組状況≫

【平成31年度予算編成への反映状況及び今後の取組方針】

本市の最重要課題として位置付けている「ファミリー世帯の定住・転入促進」に向けては、これまでから、子育て施策や教育施策等に重点的に取り組んでいる。

そうした中、子どもの医療費の助成については、子育て施策の一環として、本市の 厳しい財政状況も踏まえつつ、持続可能な制度の拡充について検討を進めてきた。

現行の医療費助成制度は、医療ニーズの高い就学前児(1~6歳児)にも所得制限を設けているが、父母両方の所得を合算して判定することから、高所得層だけではなく、夫婦の互いが仕事を持ち、協力して育児を行う世帯も所得制限を超過している傾向にある。

こうしたことを踏まえ、平成31年7月から、就学前児(1~6歳児)の所得制限を撤廃し、医療費の自己負担を軽減するよう、乳幼児等医療費助成事業の制度内容を拡充する。

3 「消防・防災」について

≪提言内容≫

施策名	11	消防・防災
施策展開	02	地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を 充実します。

【市民等の円滑な避難行動を支援する取組】・【行政の災害対応力の向上】

・成果と課題

多層的な情報伝達手段の整備に取り組むことにより、目標指標の「情報伝達の取得手段が無い(取得したことが無い)市民の割合」は減少傾向にあり、また、体制強化を図るため、避難勧告等の判断・伝達ガイドラインの見直しを行っている。しかしながら、本年9月4日に本市を襲った台風21号の対応においては、停電や避難所開設などに係る初動対応、市民等への情報伝達、関係機関との連携などに課題が生じており、市民の避難行動の支援に係る判断や情報発信のあり方など、行政の災害対応力の向上に取り組んでいく必要がある。

・今後の取組方針

災害対応の実態や課題認識を踏まえ、災害への事前の備えを拡充するとともに、想定を超える事態にも的確に対処できるように組織・職員体制を構築し、あわせて高齢者等を含めた市民等への確実な情報伝達手段の整備に取り組むべきである。また、市民等が能動的な共助を行える仕組みや環境の整備を進めるべきである。

≪提言に対する取組状況≫

【平成31年度予算編成への反映状況及び今後の取組方針】

平成30年度の災害対応での課題を踏まえ、台風接近前の注意喚起や避難所の開設、 ライフラインの状況等、災害時に必要な情報の内容やタイミング、市の防災体制の見 直しなどについて検討を進めており、関係機関との連携についても、既に協議を行う など、その強化に取り組んでいる。

また、市民等が共助を行える仕組みや環境の整備に向けては、新たな地域振興体制における取組や地域福祉の取組などと一体となって、災害情報の取得状況の把握や、市との連携のあり方について、職員が地域に入り意見交換を行い、それぞれの地域の特性に応じた情報伝達方法など、災害時の共助による仕組みづくりを進めていく。

加えて、市民等への確実な情報伝達手段の整備として、アナログ波の防災ラジオ等 に代わる V アラート端末の整備や、多層的な情報を一斉配信するための防災行政無 線の改修及び自動電話応答サービスによる情報配信機能の導入を進めるなど、これら の取組により行政の災害対応力を高めていく。

以上